

第74回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月28日(水曜日)

午前10時

開催場所

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号

名古屋銀行協会会館 5階大ホール

(注) 開催場所は、末尾の「定時株主総会会場ご案内
図」をご参照ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 当社と株式会社大将軍との合併契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

目次

第74回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	35
(提供書面)	
事業報告	5
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告	27

株式会社木曽路

証券コード：8160

(証券コード 8160)
2023年6月9日

株 主 各 位

名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
株式会社 木 曾 路
取締役社長 内 田 豊 稔

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.kisoji.co.jp/company/ir/stock.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/8160/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「木曾路」又は「コード」に当社証券コード「8160」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、ご出席に代えて、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会会館 5階大ホール
（注）開催場所は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
1. 第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 当社と株式会社大將軍との合併契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

株主総会に関するご留意事項

◎本株主総会にかかる株主総会資料につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお同書面は、法令及び定款第20条の規定に基づき、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を除いております。

なお、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部としてあわせて監査を受けております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時

場所 名古屋銀行協会会館 5階大ホール
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使の場合



当社指定の議決権行使専用ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月27日(火曜日) 午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)による議決権行使の場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月27日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

- ・インターネット等による議決権行使に際しましては次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とし、また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォン等を利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン等の取扱説明書をご確認ください。

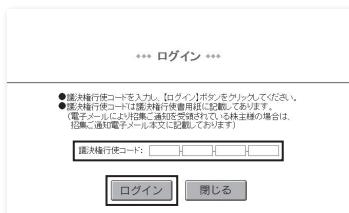
議決権行使期限：2023年6月27日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議
決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワード
を設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組み、ワクチン接種が進んだこと及び2022年3月22日以降まん延防止等重点措置が解除されたことにより人流も増加し個人消費は回復の兆しが見え始めました。しかしながら、サプライチェーンの混乱、円安、ロシアによるウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格高騰など物価を押し上げる要因が重なり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、店舗は営業制限なく運営できたものの、7月以降の新型コロナウイルス感染症第7波により新規感染者数が増加し来店客数は再び減少しました。また、消費者のライフスタイルの変化、原材料・原油価格の高騰による仕入価格や水道光熱費、物流費の上昇等、取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような環境の中で、当社グループは、新型コロナウイルス感染症対策として、従業員のマスク着用、個人衛生チェックの徹底、アルコール消毒液の店内設置、客席のパーティション設置など、感染予防対策を引き続き実施し、ご来店頂けるお客様に安心してお食事を楽しんでいただけるよう努めております。

営業面においては、テイクアウト商品の販売に努めるとともに、季節ごとのフェアを開催しました。また、店舗教育の推進により営業力を強化し、更にコア商品の徹底したブラッシュアップと新メニューの導入を行いました。

費用面においては、客数予想をもとにしたシフト管理の徹底等により人件費をコントロールすると共に、新規仕入先との取引を積極的に推進し原価低減を図る等、経費削減に努めました。

さらに、2022年10月に食肉加工会社である株式会社建部食肉産業（以下「建部食肉産業」）の株式を100%取得し、子会社化いたしました。建部食肉産業は名古屋市守山区に本社工場、名古屋市港区に港工場を構え食肉加工を行っております。衛生的な設備を用いて品質管理の徹底を図り、流通大手、学校給食、飲食店向けに製品を販売しております。本件株式取得により、衛生管理、品質管理が徹底された食肉をより安定して確保すること、及び仕入コストの低減が可能になり、グループ全体の価値向上に寄与するものと考えております。

店舗展開、改築・改装につきましては、6店舗の出店、19店舗の改装（5店舗は現在改装中）、7店舗の退店を実施し、当連結会計年度末の店舗数は193店舗となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、459億30百万円（前年同期比24.9%増加）、営業損益は5億81百万円の損失（前年同期実績35億41百万円の損失）、経常損益は5億15百万円の損失

(同 18億20百万円の利益)、親会社株主に帰属する当期純損益は10億82百万円の損失(同 6億50百万円の利益)となりました。

なお、働き方改革の一環として株式会社木曽路において、5月9日、10日の2日間、全店一斉休業を実施しました。今後も働き易い魅力ある企業作りにも努めてまいります。

(部門別の概況)

木曽路部門

しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」業態は、4店舗の出店、5店舗の改装により、当連結会計年度末店舗数は126店舗であります。来店客数は昨年度より増加しておりますが新型コロナウイルス感染症拡大の影響はまだ払拭されておらず店内飲食での法人の宴会需要や予約獲得状況は依然として厳しい状況が続きました。

このような環境の中で新規顧客の獲得、来店動機づくりにTVCMを実施するとともに、引き続き、お持ち帰りお弁当販売やご自宅でお楽しみいただける「しゃぶしゃぶセット」等の販売で客数増に努めました。

その結果、売上高361億47百万円(前年同期比 24.2%増加)となりました。

焼肉部門

特選和牛の「大將軍」、国産牛焼肉の「くいどん」及び焼肉の「じゃんじゃん亭」は、2店舗の出店、6店舗の退店、13店舗の改装により、当連結会計年度末店舗数は51店舗であります。

中部地区では新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中、個々の店舗の業態転換や撤退など、次期に向けた営業体制の再構築を急ピッチで進めました。当期は営業時間が通常営業に戻ったこと等により、売上高は79億58百万円(同 28.9%増加)となりました。

その他部門

居酒屋(とりかく、大穴)業態は、1店舗の退店により当連結会計年度末店舗数は7店舗であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けましたが、営業時間が通常営業に戻ったこと等により、売上高は8億32百万円(同 20.6%増加)となりました。

和食しゃぶしゃぶの「鈴のれん」業態は、店舗の異動はなく、当連結会計年度末店舗数は5店舗であります。営業時間が通常営業に戻ったこと等により、売上高は6億20百万円(同 29.4%増加)となりました。

その他業態は、からあげ専門店の「からしげ」、外販(しぐれ煮、胡麻だれ類)、不動産賃貸等であります。売上高は3億70百万円(同 0.7%増加)となりました。

部門別売上高

部	門	区	分	売	上	高
木	曾	路	部	門		36,147百万円
焼	肉		部	門		7,958
そ	の	他	部	門		1,823

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症対策は政府による行動制限の緩和や入国制限等の水際対策を終了したことにより消費者の購買活動はコロナ禍以前の状態に戻りつつあります。しかしながら、水道光熱費や物流費の上昇及び継続的な人手不足等の要因により、事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと予想しております。

このような経営環境の中で、当社グループはウィズコロナ、アフターコロナに向けた新たな取り組みを行い、顧客満足と従業員満足を向上し成長へ繋げるため次の課題に取り組んで参ります。

第一は、「企業の社会的責任の自覚」であります。食の安全・安心を追求するとともにコンプライアンスを徹底できる体制を構築して参ります。

第二は、「経営基盤の強化」であります。新しい事業構成の構築を行って参ります。焼肉事業を第2の柱とし、新事業・新業態への進出・拡大も視野にいれて業容を拡大して参ります。また、組織力の強化を図るため従業員の責任と権限の明確化と環境・状況に即した組織改編を随時行います。さらに、経営理念の浸透及びキャリアアッププランの明示等を行うことにより組織力及び教育体制の強化も図って参ります。

第三は、「営業基盤の強化」であります。接客及び調理の基本オペレーションを徹底して参ります。その取り組みにより、お客様のご要望を把握し、新たなニーズの掘り起こしを行って参ります。また、顧客情報の活用により外食動機を獲得して参ります。さらに、多様化するお客様のニーズに対応するため、マーケティング力の強化及び商品構成・価格構成の見直し・挑戦に努めます。また、季節感・希少感・手作り感を訴求した商品開発を行い、商品力の強化を行って参ります。

第四は、「生産性の向上と品質向上の両立」であります。ITや作業合理化機器等の新技術の積極的導入・活用を行い間接業務時間の削減に努めます。また、従業員のスキルアップ、マルチスキル化及びモチベーション向上への施策を行い、効率的に作業が進むよう図ってまいります。さらに生産性向上と品質向上の両立を実行して参ります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資総額（差入保証金等を含む）は、38億38百万円であり、その内訳は、店舗の新設に13億79百万円、店舗の改築・改装等に19億80百万円、工場設備改修及び情報システム関連投資等に4億77百万円であります。

なお、当連結会計年度中に売却、除却しました固定資産は、2億41百万円であります。

(4) 資金調達状況

前連結会計年度において、2021年9月17日に行使価額修正条項付新株予約権を発行し、当連結会計年度においては、それらの新株予約権が行使されたことにより、21億76百万円の資金調達を行いました。

(5) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,800百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	2,025
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	900
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	900
株 式 会 社 愛 知 銀 行	900

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 71 期 (2020年3月期)	第 72 期 (2021年3月期)	第 73 期 (2022年3月期)	第 74 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高	—	31,067	36,778	45,930
経常利益又は経常損失 (△)	—	△3,567	1,820	△515
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△)	—	△5,577	650	△1,082
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	—	△218円46銭	25円15銭	△38円64銭
総 資 産	—	46,344	47,898	48,412
純 資 産	—	23,469	26,601	27,331

- (注) 1. 第72期より連結計算書類を作成しており、第71期の各数値は記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 第74期において、株式会社建部食肉産業の全株式を取得し、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を2022年12月31日としております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 71 期 (2020年 3 月期)	第 72 期 (2021年 3 月期)	第 73 期 (2022年 3 月期)	第 74 期 (当事業年度) (2023年 3 月期)
売 上 高	43,924	31,067	31,978	39,414
経常利益又は経常損失 (△)	1,446	△3,542	1,746	△293
当期純利益又は当期純 損失 (△)	573	△5,553	649	△740
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損失 (△)	22円45銭	△217円49銭	25円10銭	△26円42銭
総 資 産	38,160	42,026	44,051	45,231
純 資 産	29,210	23,491	26,611	27,685

(7) 重要な子会社の状況 (2023年 3 月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社大將軍	50百万円	100%	飲食事業

(8) 主要な事業内容 (2023年 3 月31日現在)

当社グループは、料理・飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しております。

事業部門の名称	事業内容	
木 曾 路 部 門	しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曾路」	
焼 肉 部 門	特選和牛の「大將軍」・国産牛焼肉の「くいどん」	
そ の 他 部 門	居酒屋	居酒屋の「大穴」、鶏料理の「とりかく」
	鈴のれん	和食しゃぶしゃぶの「鈴のれん」
	その他	からあげ専門店の「からしげ」、外販、不動産賃貸の経営、食肉の加工販売

(9) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社 : 愛知県名古屋市昭和区
東日本本部 : 東京都港区
西日本本部 : 大阪府吹田市
直 営 店 舗 : 153店舗

店舗の地域別分布

区 分	店 舗 数	区 分	店 舗 数
栃 木 県	2 店	岐 阜 県	4 店
茨 城 県	1	三 重 県	4
群 馬 県	3	和 歌 山 県	1
埼 玉 県	11	奈 良 県	2
千 葉 県	6	大 阪 府	18
東 京 都	33	兵 庫 県	8
神 奈 川 県	10	岡 山 県	1
静 岡 県	1	福 岡 県	3
愛 知 県	45	計	153

名古屋工場 : 愛知県大府市 (調理加工場兼物流センター)

守山工場 : 愛知県名古屋市守山区 (調理加工場)

② 子会社

株式会社大將軍

本 社 : 千葉県千葉市中央区
直 営 店 舗 : 40店舗

店舗の地域別分布

区 分	店 舗 数	区 分	店 舗 数
千 葉 県	27 店	神 奈 川 県	6 店
埼 玉 県	5	東 京 都	2
		計	40

加工センター : 千葉県千葉市中央区 (調理加工場)

(10) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

部 門 別	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
木 曾 路 部 門	984 (2,209) 名	0名 (520名増)
焼 肉 部 門	172 (688)	38名増 (44名増)
そ の 他 部 門	16 (108)	31名減 (19名減)
全 社 (共 通)	166 (133)	24名増 (18名増)
合 計	1,338 (3,138)	31名増 (563名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社 (共通)」として記載されている使用人数は、管理部門に所属するものであります。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,180 (2,575) 名	5名増 (550名増)	44.6歳	11.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等)

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
② 発行済株式の総数 28,543,889株（うち自己株式 382,119株）
③ 株主数 29,083名
④ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,723千株	9.66 %
木曾路共栄会	1,116	3.96
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	778	2.76
アサヒビール株式会社	496	1.76
株式会社三菱UFJ銀行	385	1.36
麒麟麦酒株式会社	352	1.25
サントリー株式会社	352	1.25
名古屋製酪株式会社	234	0.83
株式会社愛知銀行	224	0.79
株式会社名古屋銀行	223	0.79

(注) 1. 当社の自己株式382,119株は、上記の大株主から除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2021年9月17日に発行した行使価額修正条項付新株予約権が行使されたことにより、発行済株式の総数が1,130,000株増加しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当連結会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

	当連結会計期間 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
当該連結会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	11,300
当該連結会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,130,000
当該連結会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	1,926
当該連結会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	2,176
当該連結会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	26,300
当該連結会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	2,630,000
当該連結会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	1,958
当該連結会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	5,149

(注) 第1回新株予約権は、2022年6月14日において、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却いたしました。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉 江 源 之	
代表取締役社長	内 田 豊 稔	
常務取締役	松 岡 利 朗	営業本部長兼東日本本部長
常務取締役	大 橋 浩	管理本部長兼経営企画部長
取締役	松 井 常 芳	(株)MA企画 代表取締役
取締役	伊 藤 邦 昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長
監査役（常勤）	稲 守 和 之	(株)建部食肉産業監査役
監査役	熊 田 登 与 子	熊田法律事務所 パートナー弁護士
監査役	平 野 善 得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役 (株)大將軍 監査役

- (注) 1. 取締役松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
2. 監査役熊田登与子氏及び平野善得氏は、社外監査役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
3. 監査役平野善得氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中における取締役の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
松 岡 利 朗	常務取締役営業本部長	常務取締役営業本部長 兼東日本本部長	2022年9月12日
大 橋 浩	取締役管理本部長 兼経営企画部長	常務取締役管理本部長 兼経営企画部長	2022年6月1日

5. 取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ適材適所の観点より、総合的に検討したうえで、取締役候補者を指名しております。取締役のスキル一覧表「スキルマトリクス」は、次のとおりです。

役 職	氏 名	企	外	営	法	財	人	コ
代表取締役会長	吉 江 源 之	●	●	●		●	●	●
代表取締役社長	内 田 豊 稔	●	●	●		●	●	●
常 務 取 締 役	松 岡 利 朗	●	●	●			●	●
常 務 取 締 役	大 橋 浩	●	●		●	●		●
取 締 役	松 井 常 芳	●		●				●
取 締 役	伊 藤 邦 昭	●		●		●		●
監査役（常勤）	稲 守 和 之		●			●		●
監 査 役	熊 田 登 与 子				●		●	●
監 査 役	平 野 善 得	●			●	●		●

企：企業経営 外：外食業界 営：営業、マーケティング
 法：法務 財：財務、会計、IT 人：人事労務、人材開発
 コ：コンプライアンス、リスクマネジメント

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条その他の法令の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（当社の取締役、監査役、執行役員）が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年3月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針と指名報酬委員会の設置について決議をしております。また、取締役会は、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と実質的に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、退職慰労金については、2008年6月27日をもって制度を廃止しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

i. 基本方針

業務執行取締役の報酬は基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については基本報酬のみを支給します。

ii. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

iii. 業績連動報酬に関する方針

当該連結会計年度の経常利益を基準とし、業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、毎年一定の時期に支給します。

iv. 報酬等の割合に関する方針

指名報酬委員会で検討を行い、取締役会は同委員会の答申内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬内容を決定することとしております。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は基本報酬：業績連動報酬＝85:15とします。（K P Iを100%達成の場合）

v. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

個人別査定については取締役会で決議することとし、各取締役の基本報酬及び担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は社外役員を中心とした指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得て、当該答申の内容を尊重し決定するものとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	149 (9)	149 (9)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18 (9)	18 (9)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	167 (18)	167 (18)	—	—	9 (4)

(注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第66回定時株主総会決議において、3億円（年額）を限度としております。（対象の取締役9名）なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

3. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第44回定時株主総会決議において、30百万円（年額）を限度としております。（対象の監査役2名）

⑤ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 先	当社との関係
取 締 役	松 井 常 芳	(株)MA企画 代表取締役	特別な関係はありません。
取 締 役	伊 藤 邦 昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長	特別な関係はありません。
監 査 役	熊 田 登 与 子	熊田法律事務所 パートナー弁護士	特別な関係はありません。
監 査 役	平 野 善 得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役 (株)大將軍 監査役	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	松 井 常 芳	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識を生かし、独立した立場と外部の視点から客観的な発言を行っております。
取 締 役	伊 藤 邦 昭	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識を生かし、独立した立場と外部の視点から客観的な発言を行っております。
監 査 役	熊 田 登 与 子	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	平 野 善 得	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか会社法第370条及び当社定款第28条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が16回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35百万円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、アドバイザー業務についての対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、上記解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制

I. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条第4項第6号）について、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

(1) 基本の方針

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。

- ② 内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

(2) 法令等の遵守体制の整備

- ① 内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曾路行動憲章」の周知・徹底を図る。
- ② 取締役会の決議に当たっては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、
 - (1) 善管注意義務・忠実義務、(2) 遵法精神、(3) 客観的・科学的事実認識、(4) 合理的手続、(5) 適時性の観点から議案を検討する。
- ③ 「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。
- ④ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。
- ⑤ 企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。
- ⑥ 業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

(3) リスク管理体制の整備

- ① 衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。
- ② 個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。
- ③ 過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。
- ④ 情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。
- ⑤ 大規模災害等の発生時に人的・物的被害を最小限にとどめ、早期に営業を復旧し継続することを目的として「事業継続基本計画」を定め周知・徹底する。

(4) 情報の保存・管理体制の整備

- ① 文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。
- ② 株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。
- ③ 内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。
- ④ 会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

- ① 会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。
- ② 財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。
- ③ 相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。
- ④ 月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

(6) 取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備

- ① 組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。
- ② 会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。
- ③ 利益管理においては、総合予算、月次予算、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。

(7) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備

- ① 当社は当社の子会社に対し、「関係会社管理規程」を制定しており、当該子会社の業務の適正を確保する体制の強化に努める。
- ② 子会社から定期的な業務執行に関する報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する報告及び協議を通じ子会社の適正な経営管理に努める。
- ③ 当該子会社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底に努める。

(8) 監査役監査の実効性を確保するための体制の整備

- ① 監査役を補助する使用人を必要とするときは、監査役からの依頼により適切な者を指名し、監査役の指揮・命令の下で、取締役から独立して、補助業務に当らせる。
- ② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
また、監査役からの求めにより業務・財産の状況について報告する。
- ③ 監査役への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。
- ④ 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、その費用等を当社が負担する。
- ⑤ 監査役監査、会計監査人監査、内部監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、会社の業務の適正を確保するため、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、当連結会計年度は以下のような取り組みを実施しました。

- (1) 体制整備として組織改廃を適時行い、継続的に機構改革を実施しています。「特選和牛 大將軍」の中部地区出店を機にグループ会社の(株)大將軍と一体で焼肉事業(大將軍・くいどん)の成長性、収益性の向上を目指すため、(株)木曽路に「焼肉事業本部」・「焼肉営業部」を新設しました。さらに、今後の経営基盤の拡充を図るため、基幹業態である木曽路業態店舗の新規出店に加えて、中部地区における焼肉業態店舗の出店拡大展開を図るため食肉加工会社である(株)建部食肉産業の株式を当連結会計年度に100%取得し子会社化しました。(株)建部食肉産業は、1973年に設立し、現在は愛知県名古屋守山区に本社工場、名古屋市港区に港工場を構え食肉加工を行っております。衛生的な設備を用いて品質管理の徹底を図り、流通大手様、学校給食様、飲食店様向けに製品を販売しております。本件株式取得により、衛生管理、品質管理が徹底された食肉をより安定して確保することが可能になり、仕入コストの低減等にもよりグループ全体の価値向上に寄与するものと考えております。

また、コンプライアンスの徹底のため、引き続き、意識啓蒙施策の展開、社内報の発行、部門毎に勉強会等を実施しました。

- (2) 内部監査体制を強化すると共に基準に沿った厳正監査を実施し、また、内部通報制度を適正に運用することにより、風通しのよい企業風土づくりに努めました。
- (3) 情報システムによる迅速・効率的な業務の監視を継続して実施しております。また、適正表示については当社独自の表示ガイドラインによる確認を実施しております。
- (4) 食品の安全・安心確保のため、衛生管理室に加え、独立性とより厳格な衛生検査を実施するために、衛生検査室を設置しております。他の衛生安全を所管する部署との協働により、品質確保と食品事故の未然防止に努めます。

~~~~~  
(注) 1. 本事業報告に記載の金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨て、その他の比率については四捨五入して表示しております。

2. 本事業報告に記載の金額には、消費税等は含んでおりません。

3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当連結会計年度末現在のものです。

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>21,598</b> |
| 現金及び預金          | 17,220        |
| 売掛金             | 1,743         |
| 商品及び製品          | 51            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,948         |
| その他             | 637           |
| 貸倒引当金           | △1            |
| <b>固定資産</b>     | <b>26,813</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,337</b> |
| 建物及び構築物         | 8,019         |
| 機械装置及び運搬具       | 121           |
| 工具、器具及び備品       | 1,360         |
| 土地              | 6,175         |
| リース資産           | 578           |
| 建設仮勘定           | 81            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,894</b>  |
| のれん             | 1,831         |
| その他             | 1,063         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>7,582</b>  |
| 投資有価証券          | 2,791         |
| 繰延税金資産          | 449           |
| 差入保証金           | 4,201         |
| その他             | 167           |
| 貸倒引当金           | △28           |
| <b>資産合計</b>     | <b>48,412</b> |

| 科目                 | 金額            |
|--------------------|---------------|
| <b>負債の部</b>        |               |
| <b>流動負債</b>        | <b>16,178</b> |
| 買掛金                | 1,228         |
| 短期借入金              | 4,500         |
| 1年内返済予定の長期借入金      | 5,360         |
| リース債務              | 233           |
| 未払法人税等             | 70            |
| 資産除去債務             | 22            |
| 賞与引当金              | 531           |
| その他                | 4,232         |
| <b>固定負債</b>        | <b>4,901</b>  |
| 長期借入金              | 1,631         |
| リース債務              | 474           |
| 繰延税金負債             | 309           |
| 退職給付に係る負債          | 947           |
| 資産除去債務             | 1,314         |
| その他                | 224           |
| <b>負債合計</b>        | <b>21,080</b> |
| <b>純資産の部</b>       |               |
| <b>株主資本</b>        | <b>27,180</b> |
| 資本金                | 12,648        |
| 資本剰余金              | 12,467        |
| 利益剰余金              | 2,996         |
| 自己株式               | △932          |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>151</b>    |
| その他有価証券評価差額金       | 138           |
| 退職給付に係る調整累計額       | 12            |
| <b>純資産合計</b>       | <b>27,331</b> |
| <b>負債純資産合計</b>     | <b>48,412</b> |

# 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目                  | 金額  |        |
|---------------------|-----|--------|
| I. 売上高              |     | 45,930 |
| II. 売上原価            |     | 14,983 |
| 売上総利益               |     | 30,947 |
| III. 販売費及び一般管理費     |     | 31,528 |
| 営業損失 (△)            |     | △581   |
| IV. 営業外収益           |     |        |
| 受取利息及び配当金           | 60  |        |
| 助成金収入               | 45  |        |
| その他                 | 50  | 156    |
| V. 営業外費用            |     |        |
| 支払利息                | 42  |        |
| 賃貸借契約解約損            | 28  |        |
| 株式交付費               | 4   |        |
| その他                 | 14  | 90     |
| 経常損失 (△)            |     | △515   |
| VI. 特別利益            |     |        |
| 固定資産売却益             | 1   | 1      |
| VII. 特別損失           |     |        |
| 固定資産除却損             | 241 |        |
| 減損損失                | 266 |        |
| 土地交換差損              | 23  | 531    |
| 税金等調整前当期純損失 (△)     |     | △1,044 |
| 法人税、住民税及び事業税        | 111 |        |
| 法人税等調整額             | △73 | 38     |
| 当期純損失 (△)           |     | △1,082 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) |     | △1,082 |

招集  
通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>20,822</b> |
| 現金及び預金          | 16,828        |
| 売掛金             | 1,433         |
| 商品及び製品          | 53            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,742         |
| その他             | 765           |
| 貸倒引当金           | △1            |
| <b>固定資産</b>     | <b>24,408</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>14,378</b> |
| 建物              | 6,478         |
| 構築物             | 525           |
| 機械及び装置          | 113           |
| 車両運搬具           | 6             |
| 工具、器具及び備品       | 1,149         |
| 土地              | 5,519         |
| リース資産           | 511           |
| 建設仮勘定           | 73            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>227</b>    |
| ソフトウェア          | 220           |
| その他             | 7             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,802</b>  |
| 投資有価証券          | 2,791         |
| 関係会社株式          | 2,038         |
| 繰延税金資産          | 448           |
| 差入保証金           | 3,771         |
| その他             | 781           |
| 貸倒引当金           | △28           |
| <b>資産合計</b>     | <b>45,231</b> |

| 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|
| <b>負債の部</b>     |               |
| <b>流動負債</b>     | <b>14,771</b> |
| 買掛金             | 1,015         |
| 短期借入金           | 4,500         |
| 1年内返済予定の長期借入金   | 4,800         |
| リース債務           | 175           |
| 未払法人税等          | 76            |
| 賞与引当金           | 519           |
| その他             | 3,683         |
| <b>固定負債</b>     | <b>2,775</b>  |
| リース債務           | 424           |
| 退職給付引当金         | 960           |
| 資産除去債務          | 1,190         |
| その他             | 199           |
| <b>負債合計</b>     | <b>17,546</b> |
| <b>純資産の部</b>    |               |
| <b>株主資本</b>     | <b>27,546</b> |
| 資本金             | 12,648        |
| 資本剰余金           | 12,467        |
| 資本準備金           | 12,464        |
| その他資本剰余金        | 2             |
| 利益剰余金           | 3,362         |
| 利益準備金           | 392           |
| その他利益剰余金        | 2,970         |
| 固定資産圧縮積立金       | 26            |
| 別途積立金           | 2,200         |
| 繰越利益剰余金         | 743           |
| 自己株式            | △932          |
| <b>評価・換算差額等</b> | <b>138</b>    |
| その他有価証券評価差額金    | 138           |
| <b>純資産合計</b>    | <b>27,685</b> |
| <b>負債純資産合計</b>  | <b>45,231</b> |

# 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額  |        |
|-----------------|-----|--------|
| I. 売上高          |     | 39,414 |
| II. 売上原価        |     | 12,554 |
| 売上総利益           |     | 26,860 |
| III. 販売費及び一般管理費 |     | 27,207 |
| 営業損失 (△)        |     | △346   |
| IV. 営業外収益       |     |        |
| 受取利息及び配当金       | 62  |        |
| 助成金収入           | 28  |        |
| その他             | 42  | 132    |
| V. 営業外費用        |     |        |
| 支払利息            | 34  |        |
| 賃貸借契約解約損        | 28  |        |
| 株式交付費           | 4   |        |
| その他             | 12  | 79     |
| 経常損失 (△)        |     | △293   |
| VI. 特別利益        |     |        |
| 固定資産売却益         | 1   | 1      |
| VII. 特別損失       |     |        |
| 固定資産除却損         | 219 |        |
| 減損損失            | 165 |        |
| 土地交換差損          | 23  | 408    |
| 税引前当期純損失 (△)    |     | △700   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 99  |        |
| 法人税等調整額         | △59 | 40     |
| 当期純損失 (△)       |     | △740   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 木 曽 路  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 浅井 明紀子

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 伊藤 貴俊

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社木曽路の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社木曽路及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 木 曽 路  
取 締 役 会 御 中有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 浅井 明紀子  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 貴俊  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社木曽路の2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社 木 曾 路 監査役会

常勤監査役 稲 守 和 之 ⑩

社外監査役 熊 田 登与子 ⑩

社外監査役 平 野 善 得 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を維持することを基本方針としております。

期末配当につきましては、これらの基本方針を勧案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金8円 総額 225,294,160円  
年間配当金は1株につき16円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月29日

## 第2号議案 当社と株式会社大將軍との合併契約承認の件

当社と当社の完全子会社である株式会社大將軍（以下「大將軍」といいます。）は、2022年9月22日開催のそれぞれの取締役会において、当社を存続会社、大將軍を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。

本合併に伴い、現時点の試算では当社においては合併差損が生じる可能性があるため、本合併に係る合併契約のご承認をお願いするものです。

### 1. 本合併を行う理由

大將軍は、当社グループにおいて焼肉事業である「大將軍」業態、及び「くいどん」業態の2つの主要業態の展開を行ってまいりました。今般、組織の一体化により、意思決定の迅速化・浸透を図るとともに、経営資源の集中と効率化を進めることを目的として、吸収合併することといたしました。

### 2. 合併契約の内容の概要

当社及び大將軍が締結した合併契約書の内容は、次のとおりです。

#### 合併契約書（写）

株式会社木曽路（以下「甲」という。）と株式会社大將軍（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（存続会社及び消滅会社）

1 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

2 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

① 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社木曽路

住所：愛知県名古屋市昭和区白金三丁目18番13号

② 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社大將軍

住所：千葉県千葉市中央区都町二丁目33番18号

#### 第2条（定款の変更）

甲は、本合併により、その定款を変更しない。

### 第3条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して株式その他の金銭等を割当交付しない。

### 第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

### 第5条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は令和5年7月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第6条（会社財産の引継ぎ）

- 1 乙は、令和4年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。
- 2 乙は、第1項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

### 第7条（従業員）

甲は、第5条の効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

### 第8条（合併承認）

- 1 甲は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認決議を受けずに本合併を行うものとする。

### 第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

### 第10条（条件の変更、解除）

甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

### 第11条（本契約の効力）

本契約は、第8条第1項に定める甲の株主総会での合併承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

### 第12条（合意管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争につき、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

### 第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を乙が写しを保有する。

令和4年9月22日

甲：愛知県名古屋市昭和区白金三丁目18番13号  
株式会社 木曾路  
代表取締役 内田 豊稔

乙：千葉県千葉市中央区都町二丁目33番18号  
株式会社 大將軍  
代表取締役 合田 光博

### 3. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

当社が大將軍の発行済株式の全てを所有しているため、当社は、本合併に際して、本合併の対価を交付しません。また、当社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。大將軍が当社の完全子会社であることから、相当と判断しております。

#### (2) 大將軍の最終事業年度に係る計算書類等の内容

大將軍の2022年3月期に係る計算書類等の内容は、次頁以降に記載のとおりです。

#### (3) 当社及び大將軍の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

## 吸収合併消滅会社の最終事業年度の計算書類等

### 事業報告

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

#### 1. 会社の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度に引き続いて新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けました。新型コロナウイルスワクチンの接種率の向上等もさることながら、新種のウイルスへの変異もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による営業時間の短縮、酒類の提供禁止や提供時間の制限がありました。本年3月にまん延防止等重点措置が解除されましたが、大人数での会食や宴会を控える動きは継続しており、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社におきましては引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、従業員のマスク着用徹底、個人衛生チェックの徹底、アルコール消毒液の店内設置、お客様及び従業員の検温実施、テーブル利用数の制限等を実施しながら、ご来店頂けるお客様に安心してお食事を楽しんで頂けるように努めております。

昨年7月には大將軍業態店舗で、11月にはくいどん業態店舗でメニュー改定を実施致しました。また、今年2月には大將軍業態店舗でランチのメニュー改定を実施し、お客様のニーズに応えるよう努めております。

費用面においては、「みんなの幸せプロジェクト」として、当事業年度に年間換算80,000千円のコスト適正化策を推進致しました。タンを中心とした肉の高騰や昨秋以降の各種食料品や消耗品等の値上げラッシュのなかではありますが、削減できるコストは洩れなく削減していくという取り組みを実施致しました。

以上の結果により、売上高は4,848,434千円、営業損失663,264千円、経常利益210,211千円、当期純利益119,855千円となりました。

##### (2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス禍の終息状況が不透明な中、感染防止対策を継続しつつ更なる品質の維持向上、サービスレベルの向上、それによる売上高・経常利益予算の必達に向けて取り組んでまいります。

##### (3) 設備投資等の状況

店舗展開につきましては、昨年10月にリロケーションとして、くいどん松戸東店（くいどん松戸五香店 閉店）及び新規に大將軍大宮東口店を出店致しました。

改装につきましては、7月にくいどん長沼原店を、12月にはくいどん大宮店を実施致しました。

## (4) 資金調達状況

設備資金として、親会社である株式会社木曽路より300,000千円の資金調達を3月に実行致しました。また、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言、まん延等防止重点措置により営業を制限されるなか、時短要請協力金により一部運転資金を賄っております。

## (5) 財産及び損益の状況

| 区 分           | 第5期         | 第6期<br>(9ヶ月) | 第7期         |
|---------------|-------------|--------------|-------------|
|               | (2020年6月期)  | (2021年3月期)   | (2022年3月期)  |
| 売上高           | 4,742,103千円 | 3,665,554千円  | 4,848,434千円 |
| 経常損益          | ▲181,251千円  | 45,539千円     | 210,211千円   |
| 当期純損益         | ▲335,884千円  | ▲470,366千円   | 119,855千円   |
| 1株当たり当期純損益(円) | ▲10,496円    | ▲14,698円     | 3,745円      |
| 総資産           | 4,574,357千円 | 4,313,155千円  | 4,298,204千円 |
| 純資産           | 737,565千円   | 267,199千円    | 387,055千円   |

(注) 第6期は決算期変更(6月決算から3月決算)により変則決算となっております。

## (6) 重要な親会社等の状況

株式会社木曽路の100%子会社となっておりますので、代表取締役1名、取締役2名の派遣を受けております。当社の子会社につきましては該当するものはございません。

## (7) 主要な事業内容

千葉・東京・神奈川・埼玉で40店舗の飲食店を運営しております。看板ブランドである「焼肉大将軍」の他、「焼肉屋くいどん」、「くいどん食堂」、「串酒場 伝助本店」など複数のブランドを展開しております。

## (8) 店舗及び使用人の状況

- ①本社及び工場 千葉市中央区都町2-33-18
- ②店舗(40店)
- 大將軍業態
- 千葉都町本店 千葉市中央区都町2-32-17
- 市原店 市原市八幡121-1
- 東船橋店 船橋市飯山満町1-599-2

|              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| 千葉富士見店       | 千葉市中央区富士見2-5-5                  |
| 八千代緑が丘店      | 八千代市緑が丘2-1-1                    |
| 稲毛園生店        | 千葉市稲毛区園生町170-1                  |
| 京成船橋駅前店      | 船橋市本町4-45-1                     |
| 笹塚店          | 東京都渋谷区笹塚1-55-16                 |
| 大將軍はなれ大宮大門町店 | さいたま市大宮区大門町2-27                 |
| 武蔵小杉店        | 川崎市中原区新丸子915-1                  |
| 大宮東口店        | さいたま市大宮区宮町1-49 FUJI BUILDING 1F |

くいどん業態

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 市原五井店         | 市原市五井5111-2              |
| 蘇我店           | 千葉市中央区今井1-10             |
| 花見川店          | 千葉市花見川区作新台2-1            |
| 長沼原店          | 千葉市稲毛区長沼原671             |
| 東千葉店          | 千葉市中央区東千葉2-32-5          |
| 大宮店           | さいたま市大宮区桜木町4-486-3       |
| 上尾店           | 上尾市小泉1-5-6               |
| 曳舟店           | 東京都墨田区京島1-6-15           |
| 若松店           | 千葉市若葉区若松町2157-1          |
| 船橋飯山満店        | 船橋市飯山満1-152-3            |
| 鎌ヶ谷店          | 鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷1-3-38           |
| イオンタウンユーカリが丘店 | 佐倉市西ユーカリが丘6-12-3         |
| 新百合ヶ丘店        | 川崎市麻生区上麻生4-15-1          |
| 湘南台店          | 藤沢市高倉1215                |
| 都筑店           | 横浜市都筑区新栄町13-7            |
| 新城店           | 川崎市中原区新城1018             |
| 中原店           | 川崎市中原区上小田中6-18-3         |
| メッセアミューズモール店  | 千葉市美浜区ひび野1-8             |
| プレナ幕張店        | 千葉市美浜区ひび野2-4             |
| 浦安店           | 浦安市東野3-4-1 アクロスプラザ浦安東野2F |
| 草加店           | 草加市草加2-16-19             |
| 浦和南店          | さいたま市南区辻2-2-15           |
| 船橋宮本店         | 船橋市宮本1-22-8              |
| 南流山店          | 流山市木201-1                |
| 松戸東店          | 松戸市五香2-13-8              |

居酒屋業態

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 伝助本店 | 千葉市中央区富士見1-9-1 みゆきナインビル1F |
|------|---------------------------|

食堂業態

C-ONE店

千葉市中央区富士見2-24-1

弁当等販売

ペリエ千葉ペリチカ店

千葉市中央区新千葉1-1-1

ペリエ千葉エキナカ店

千葉市中央区新千葉1-1-1

③使用人の状況

2022年3月31日現在

| 使用人数（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均給与  |
|---------|---------|-----------|-------|
| 132名    | 44歳     | 6年5カ月     | 386千円 |

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間に役員職は含まれておりません。  
 2. 使用人は上記の他、パートアルバイト社員が549名（平均人員）おります。

(9) 主要な借入先

2022年3月31日現在

| 借入先      | 借入残高（千円）  |
|----------|-----------|
| 千葉銀行中央支店 | 1,977,980 |
| 商工中金千葉支店 | 300,000   |
| 日本政策金融公庫 | 300,000   |
| 株式会社木曽路  | 300,000   |
| 計        | 2,877,980 |

(10) その他会社の状況

該当するものはございません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000株  
 (2) 発行済株式の総数 32,000株  
 (3) 株主数 1名  
 (4) 株主状況 株式会社 木曽路

注) 本報告書は千円未満を切り捨てして表示しております。

# 貸借対照表

2022年3月31日

(単位：円)

| 資 産 の 部       |               | 負 債 の 部       |                |
|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 科 目           | 金 額           | 科 目           | 金 額            |
| <b>【流動資産】</b> | 960,064,314   | <b>【流動負債】</b> | 1,217,379,077  |
| 現金及び預金        | 390,002,650   | 買掛金           | 174,175,140    |
| 売掛金           | 178,663,875   | 1年内長期借入金      | 490,908,000    |
| 原材料及び貯蔵品      | 136,534,593   | リース債務         | 75,833,484     |
| 未収入金          | 185,210,654   | 未払金           | 308,772,173    |
| その他           | 69,652,542    | 未払法人税等        | 60,827,990     |
| <b>【固定資産】</b> | 3,338,139,821 | 賞与引当金         | 17,307,725     |
| (有形固定資産)      | 1,805,566,242 | ポイント引当金       | 55,156,024     |
| 建物            | 936,976,440   | その他           | 34,398,541     |
| 構築物           | 29,162,494    | <b>【固定負債】</b> | 2,693,769,446  |
| 工具器具備品        | 106,839,284   | 長期借入金         | 2,391,072,000  |
| 土地            | 598,210,780   | リース債務         | 97,508,010     |
| リース資産         | 116,340,192   | 長期未払金         | 73,386,980     |
| 建設仮勘定         | 18,037,052    | 資産除去債務        | 122,473,847    |
| (無形固定資産)      | 1,094,931,003 | 繰延税金負債        | 9,328,609      |
| のれん           | 1,069,277,151 | 負債合計          | 3,911,148,523  |
| その他           | 25,653,852    | 純 資 産 の 部     |                |
| (投資その他の資産)    | 437,642,576   | 科 目           | 金 額            |
| 敷金差入保証金       | 408,712,255   | <b>【株主資本】</b> | 387,055,612    |
| その他           | 28,930,321    | 資本金           | 50,000,000     |
| 資産合計          | 4,298,204,135 | 資本剰余金         | 1,550,000,000  |
|               |               | 利益剰余金         | △1,212,944,388 |
|               |               | 純資産合計         | 387,055,612    |
|               |               | 負債純資産合計       | 4,298,204,135  |

## 損益計算書

自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

(単位：円)

| 科 目          | 金 額         | 額             |
|--------------|-------------|---------------|
| 売上高          |             | 4,848,434,069 |
| 売上原価         |             | 1,860,006,398 |
| 売上総利益        |             | 2,988,427,671 |
| 販売費及び一般管理費   |             | 3,651,692,152 |
| 営業損失(△)      |             | △663,264,481  |
| 営業外収益        |             |               |
| 雇用調整助成金等     | 38,322,840  |               |
| 感染防止対策協力金等   | 850,685,273 |               |
| その他          | 13,580,013  | 902,588,126   |
| 営業外費用        |             |               |
| 支払利息         | 25,699,426  |               |
| その他          | 3,412,533   | 29,111,959    |
| 経常利益         |             | 210,211,686   |
| 特別利益         |             |               |
| 固定資産売却益      | 3,557,630   | 3,557,630     |
| 特別損失         |             |               |
| 減損損失         | 32,842,301  |               |
| 固定資産除却損      | 543,369     | 33,385,670    |
| 税引前当期純利益     |             | 180,383,646   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 60,827,990  |               |
| 法人税等調整額      | △300,299    | 60,527,761    |
| 当期純利益        |             | 119,855,885   |

## 株主資本等変動計算書

自 2021年 4月 1日  
至 2022年 3月 31日

(単位：円)

|         | 株主資本        |               |                |
|---------|-------------|---------------|----------------|
|         | 資本金         | 資本剰余金         | 利益剰余金          |
| 当期首残高   | 50,000,000  | 1,550,000,000 | △1,332,800,273 |
| 当期純利益   |             |               | 119,855,885    |
| 当期変動額合計 | —           | —             | 119,855,885    |
| 当期末残高   | 50,000,000  | 1,550,000,000 | △1,212,944,388 |
|         | 株主資本        | 純資産合計         |                |
|         | 株主資本合計      |               |                |
| 当期首残高   | 267,199,727 | 267,199,727   |                |
| 当期純利益   | 119,855,885 | 119,855,885   |                |
| 当期変動額合計 | 119,855,885 | 119,855,885   |                |
| 当期末残高   | 387,055,612 | 387,055,612   |                |

## 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

| 区分     | 資産の種類  | 期首残高          | 当期増加額       | 当期減少額                       | 当期償却額       |
|--------|--------|---------------|-------------|-----------------------------|-------------|
| 有形固定資産 | 建物     | 793,964,371   | 268,213,292 | 25,682,816<br>(25,715,317)  | 99,518,407  |
|        | 構築物    | 23,730,122    | 8,730,461   | 2                           | 3,298,087   |
|        | 工具器具備品 | 67,719,698    | 76,697,179  | 5,382,885<br>(4,953,077)    | 32,194,708  |
|        | 土地     | 598,210,780   | —           | —                           | —           |
|        | リース資産  | 186,240,069   | 3,921,000   | 2,173,907<br>(2,173,907)    | 71,646,970  |
|        | その他    | 1,651,033     | 351,615,983 | 334,522,884                 | 707,080     |
|        | 計      | 1,671,516,073 | 709,177,915 | 367,762,494<br>(32,842,301) | 207,365,252 |
| 無形固定資産 | のれん    | 1,145,654,091 | —           | —                           | 76,376,940  |
|        | その他    | 26,004,872    | 11,323,841  | —                           | 11,674,861  |
|        | 計      | 1,171,658,963 | 11,323,841  | —                           | 88,051,801  |

| 区分     | 資産の種類  | 期末帳簿価額        | 償却累計額         | 期末取得原価        |
|--------|--------|---------------|---------------|---------------|
| 有形固定資産 | 建物     | 936,976,440   | 699,291,761   | 1,636,268,201 |
|        | 構築物    | 29,162,494    | 30,877,293    | 60,039,787    |
|        | 工具器具備品 | 106,839,284   | 338,370,473   | 445,209,757   |
|        | 土地     | 598,210,780   | —             | 598,210,780   |
|        | リース資産  | 116,340,192   | 477,748,040   | 594,088,232   |
|        | その他    | 18,037,052    | —             | —             |
|        | 計      | 1,805,566,242 | 1,546,287,567 | 3,351,853,809 |
| 無形固定資産 | のれん    | 1,069,277,151 | 388,659,846   | 1,457,936,997 |
|        | その他    | 25,653,852    | 55,909,643    | 81,563,495    |
|        | 計      | 1,094,931,003 | 444,569,489   | 1,539,500,492 |

(注) 「当期減少額」欄の( )は内数で、当期の減損損失計上額であります。

## 2. 引当金の明細

(単位：円)

| 科目    | 期首残高       | 当期増加額      | 当期減少額      | 期末残高       |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 賞与引当金 | 11,035,896 | 17,307,725 | 11,035,896 | 17,307,725 |

## 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

| 科 目          | 金 額           | 摘 要 |
|--------------|---------------|-----|
| 給料手当         | 498,603,622   |     |
| 雑給           | 1,114,745,096 |     |
| 役員報酬         | 68,190,323    |     |
| 賞与           | 27,276,728    |     |
| 法定福利費        | 106,734,712   |     |
| 消耗品費         | 199,525,944   |     |
| 水道光熱費        | 175,536,177   |     |
| 地代家賃         | 553,953,770   |     |
| 支払手数料        | 169,105,726   |     |
| 減価償却費        | 195,479,309   |     |
| のれん償却        | 76,376,940    |     |
| その他          | 466,163,805   |     |
| 販売費及び一般管理費合計 | 3,651,692,152 |     |

## 個別注記表

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

## ①有価証券

その他有価証券

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

## ②たな卸資産……………最終仕入原価法

## (2) 固定資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法（但し、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。）

## ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（但し、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっており、また、のれんについては20年間で均等償却を行っております。）

## ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 引当金の計上基準

## ①貸倒引当金

売上債権等の債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

## ②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

## (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

### (収益認識に関する会計基準等の摘要)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部顧客への収益について、総額計上から純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を売上高から控除しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。従来は貸借対照表の流動負債のポイント引当金相当額は、流動負債の契約負債として「その他」に含めております。

また、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用した結果、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,464,022,067円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類と株式数

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 32,000株 |
| 合計   | 32,000株 |

## 監査報告書

私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第7期事業年度に係る計算書類およびその附属明細書を監査いたしました。その方法および結果につき以下の通り報告いたします。

なお、当社の監査役は、定款第33条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

### 1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿およびこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年5月18日

株式会社 大將軍  
監査役 平野善得 印

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うこと等を目的として、取締役の責任について取締役会決議をもって法令の限度において免除することができる旨を定款第25条第1項として新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第39条として新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                   | 変 更 案                      |
|---------------------------|----------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第3条 (条文省略) | 第1章 総 則<br>第1条～第3条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4条（機 関）<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/>(3) 監査役会<br/>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第6条（条文省略）</p> <p>第7条（自己の株式の取得）<br/><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第20条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条（取締役の員数）<br/>当社の取締役は、12名以内とする。<br/><br/>(新設)</p> <p>第22条（取締役の選任方法）<br/>① 当社の取締役は、株主総会において選任する。<br/><br/>② （条文省略）<br/>③ （条文省略）</p> | <p>第4条（機 関）<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削除)<br/>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第6条（現行どおり）<br/><br/>(削除)</p> <p>第7条～第19条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条（取締役の員数）<br/>① <u>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>は、12名以内とする。<br/>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第21条（取締役の選任方法）<br/>① 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u><br/><br/>② （現行どおり）<br/>③ （現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第23条（取締役の任期）</p> <p>① 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p>第22条（取締役の任期）</p> <p>① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |
| <p>第24条（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                                              | <p>第23条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>第25条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                             | <p>第24条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第26条（取締役の責任免除）<br/>（新設）</p> <p>当社は、会社法第427条第1項に規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第27条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第28条（取締役会の決議方法）</p> <p>① （条文省略）</p> <p>② 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> | <p>第25条（取締役の責任免除）</p> <p>① <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第26条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第27条（取締役会の決議方法）</p> <p>① （現行どおり）</p> <p>② 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第29条（取締役会の議事録）</p> <p>① 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>② （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第30条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条（監査役の員数）<br/> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第32条（監査役の選任方法）</p> <p>① <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>第28条（取締役会の議事録）</p> <p>① 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>第29条（重要な業務執行の決定の委任）<br/> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第30条（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                              | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>第33条（監査役の責任免除）</u><br/> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>                      | (削除)  |
| <p><u>第34条（監査役の任期）</u><br/> ① <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削除)  |
| <p><u>第35条（常勤の監査役）</u><br/> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                    | (削除)  |
| <p><u>第36条（監査役の報酬等）</u><br/> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                       | (削除)  |
| <p><u>第37条（監査役会の招集通知）</u><br/> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                                                    | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第38条（監査役会の決議方法）</u><br/> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                         | <p>(削除)</p>                                                                                                                 |
| <p><u>第39条（監査役会の議事録）</u><br/> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                 |
| <p><u>第40条（監査役会規程）</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                        | <p>(削除)</p>                                                                                                                 |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                    | <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>第31条（常勤の監査等委員）</u><br/> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                             |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                | <p><u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u><br/> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>     |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                | <p><u>第33条（監査等委員会議事録）</u><br/> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>第43条 (会計監査人の報酬等)<br/>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第45条 (剰余金の配当の基準日)<br/>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第46条 (中間配当)<br/>当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第47条 (条文省略)</p> | <p>第34条 (監査等委員会規程)<br/><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 (会計監査人の報酬等)<br/>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (剰余金の配当等の決定機関)<br/><u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第40条 (剰余金の配当の基準日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31日とする。</li> <li>② <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30日とする。</u></li> <li>③ <u>前 2 項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> |

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                  | 当社における地位及び担当                             |       |
|-------|---------------------|------------------------------------------|-------|
| 1     | よし えもと ゆき<br>吉江源之   | 代表取締役会長                                  | 再任    |
| 2     | うち だ とよ なる<br>内田豊稔  | 代表取締役社長                                  | 再任    |
| 3     | まつ おか とし あき<br>松岡利朗 | 常務取締役<br>営業本部長 兼 東日本本部長                  | 再任    |
| 4     | おお ほん ひろし<br>大橋 浩   | 常務取締役<br>管理本部長 兼 経営企画部長                  | 再任    |
| 5     | ごう だ みつ ひろ<br>合田光博  | 執行役員<br>(株)大將軍代表取締役社長                    | 新任    |
| 6     | なか ね まさ あき<br>中根昌秋  | 執行役員<br>営業本部副本部長 兼 中部本部長<br>兼 木曽路名古屋営業部長 | 新任    |
| 7     | まつ い つね よし<br>松井常芳  | 社外取締役                                    | 再任 社外 |
| 8     | い とう くに あき<br>伊藤邦昭  | 社外取締役                                    | 再任 社外 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |                                   |               |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------|---------------|----|
| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1 | 吉江源之<br><small>よし え もと ゆき</small> | (1947年7月18日生) | 再任 |
| <b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |   |                                   |               |    |
| 1977年4月 当社入社<br>1978年6月 当社商品部長<br>1981年7月 当社専務取締役<br>1987年6月 当社代表取締役<br>1993年6月 当社代表取締役社長<br>2006年6月 当社代表取締役会長<br>2016年3月 当社代表取締役会長兼社長<br>2021年3月 当社代表取締役会長（現任）                                                                                                                                                                                         |   |                                   |               |    |
| <b>所有する当社の株式数：200,091株</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |   |                                   |               |    |
| <b>取締役候補者とした理由</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |                                   |               |    |
| 吉江源之氏は1993年に代表取締役社長に就任以降、長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                                                                                                    |   |                                   |               |    |
| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 2 | 内田豊稔<br><small>うちだ とよなる</small>   | (1959年9月17日生) | 再任 |
| <b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |   |                                   |               |    |
| 1996年7月 当社入社<br>2003年7月 当社業務改革推進室 部長<br>2010年4月 当社名古屋工場長<br>2013年2月 当社執行役員大阪駐在<br>2017年6月 当社執行役員人事本部長兼人事部長<br>2018年4月 当社執行役員管理統括本部長兼人事本部長兼人事部長<br>2018年6月 当社執行役員管理統括本部長兼人事部長<br>2019年6月 当社取締役管理統括本部長兼人事部長<br>2019年7月 当社取締役管理統括本部長兼人事部長兼人材開発部長<br>2019年8月 当社取締役人事本部長兼人事部長兼人材開発部長<br>2019年10月 当社取締役中部本部長<br>2020年2月 当社常務取締役中部本部長<br>2021年3月 当社代表取締役社長（現任） |   |                                   |               |    |
| <b>所有する当社の株式数：3,000株</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |   |                                   |               |    |
| <b>取締役候補者とした理由</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |                                   |               |    |
| 内田豊稔氏は、当社で業務改革推進室、名古屋工場の責任者、執行役員大阪駐在を歴任し、2021年からは代表取締役社長を務めております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                                                                                           |   |                                   |               |    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |                                                            |                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 3 | <small>まつ おか とし あき</small><br><b>松岡利朗</b><br>(1964年9月26日生) | <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; display: inline-block;">再任</div> |
| <b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |   |                                                            |                                                                                                       |
| <p>1987年4月 当社入社</p> <p>2003年1月 当社人材開発部長</p> <p>2007年5月 当社人事本部長兼人事部長兼人材開発部長</p> <p>2008年6月 当社執行役員人事本部長兼人事部長兼人材開発部長</p> <p>2011年6月 当社取締役人事本部長兼人事部長兼人材開発部長</p> <p>2012年1月 当社取締役人事総務部長</p> <p>2016年9月 当社取締役人事本部長兼人事部長</p> <p>2017年6月 当社取締役大阪駐在</p> <p>2018年1月 当社取締役西日本本部長</p> <p>2019年8月 当社取締役東日本本部長</p> <p>2020年2月 当社常務取締役東日本本部長</p> <p>2021年1月 当社常務取締役東日本本部長兼(株)大將軍 代表取締役副社長</p> <p>2021年2月 当社常務取締役営業本部長兼中部本部長</p> <p>2022年9月 当社常務取締役営業本部長兼東日本本部長（現任）</p> |   |                                                            |                                                                                                       |
| <b>所有する当社の株式数：3,000株</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |   |                                                            |                                                                                                       |
| <b>取締役候補者とした理由</b><br><p>松岡利朗氏は、当社で人材開発部門、人事部門の責任者を歴任し、人事本部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、2011年より当社の取締役を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    |   |                                                            |                                                                                                       |

|                                                                                                                                 |   |                   |               |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------|---------------|----|
| 候補者<br>番号                                                                                                                       | 4 | おお 橋 浩<br>大橋 浩    | (1963年7月16日生) | 再任 |
| <b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>                                                                                                |   |                   |               |    |
| 1987年4月 当社入社                                                                                                                    |   |                   |               |    |
| 2010年5月 当社企画部長                                                                                                                  |   |                   |               |    |
| 2011年4月 当社執行役員企画部長                                                                                                              |   |                   |               |    |
| 2013年6月 当社取締役企画部長、経理部、事務能率センター担当                                                                                                |   |                   |               |    |
| 2017年6月 当社取締役管理統括本部長兼経営企画部長                                                                                                     |   |                   |               |    |
| 2018年4月 当社取締役東日本本部長                                                                                                             |   |                   |               |    |
| 2019年8月 当社取締役経営企画本部長兼経営企画部長                                                                                                     |   |                   |               |    |
| 2021年2月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長                                                                                                       |   |                   |               |    |
| 2022年6月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長（現任）                                                                                                 |   |                   |               |    |
| <b>所有する当社の株式数：2,000株</b>                                                                                                        |   |                   |               |    |
| <b>取締役候補者とした理由</b>                                                                                                              |   |                   |               |    |
| 大橋浩氏は、当社で経営企画部門の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、2013年より当社の取締役を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。          |   |                   |               |    |
| 候補者<br>番号                                                                                                                       | 5 | ごう だ みつひろ<br>合田光博 | (1962年9月22日生) | 新任 |
| <b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>                                                                                                |   |                   |               |    |
| 1993年4月 当社入社                                                                                                                    |   |                   |               |    |
| 1993年10月 当社木曽路環七小竹町店 店長                                                                                                         |   |                   |               |    |
| 2001年4月 当社木曽路東京営業部 エリアマネジャー                                                                                                     |   |                   |               |    |
| 2004年9月 当社木曽路東京第一営業部長                                                                                                           |   |                   |               |    |
| 2011年4月 当社執行役員就任                                                                                                                |   |                   |               |    |
| 2015年2月 当社執行役員木曽路名古屋営業部長                                                                                                        |   |                   |               |    |
| 2018年7月 当社執行役員海外事業部長                                                                                                            |   |                   |               |    |
| 2019年5月 当社執行役員鈴のれん営業部長                                                                                                          |   |                   |               |    |
| 2020年6月 当社執行役員木曽路大阪営業部長                                                                                                         |   |                   |               |    |
| 2021年2月 当社執行役員東日本本部長                                                                                                            |   |                   |               |    |
| 2022年9月 当社執行役員兼(株)大將軍代表取締役社長（現任）                                                                                                |   |                   |               |    |
| <b>所有する当社の株式数：300株</b>                                                                                                          |   |                   |               |    |
| <b>取締役候補者とした理由</b>                                                                                                              |   |                   |               |    |
| 合田光博氏は、当社で木曽路営業部門の責任者を歴任し、2011年からは執行役員を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、新たに当社取締役として選任をお願いするものであります。 |   |                   |               |    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |                                           |                |                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------|----------------|---------------------|
| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 6 | <small>な が お ち か り</small><br><b>中根昌秋</b> | (1962年11月23日生) | <b>新任</b>           |
| <b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |   |                                           |                |                     |
| 2003年12月 当社入社<br>2004年 2月 当社木曽路黒川店 店長<br>2005年 8月 当社木曽路東京第二営業部 エリアマネジャー<br>2012年 7月 当社木曽路名古屋営業部長<br>2015年 2月 当社木曽路東京第一営業部長<br>2020年 6月 当社執行役員就任<br>2021年 2月 当社執行役員西日本本部長兼木曽路大阪営業部長<br>2022年 2月 当社執行役員営業企画本部長兼営業企画部長<br>2022年 9月 当社執行役員営業本部副本部長兼中部本部長兼木曽路名古屋営業部長（現任）                                                           |   |                                           |                |                     |
| <b>所有する当社の株式数：0株</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |                                           |                |                     |
| <b>取締役候補者とした理由</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |                                           |                |                     |
| 中根昌秋氏は、当社で木曽路営業部門の責任者を歴任し、2020年からは執行役員を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、新たに当社取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                               |   |                                           |                |                     |
| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 7 | <small>まつ い つね よし</small><br><b>松井常芳</b>  | (1951年4月3日生)   | <b>再任</b> <b>社外</b> |
| <b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |   |                                           |                |                     |
| 1974年 4月 東邦ガス(株)入社<br>1998年 6月 同社 お客さまサービス部長<br>2001年 4月 同社 リビング流通部長<br>2004年 6月 同社 総務部長<br>2006年 6月 同社 執行役員、東邦ガスリビング(株) 代表取締役社長<br>2008年 6月 東邦ガス(株) 常務執行役員<br>2010年 6月 同社 専務執行役員<br>2015年 5月 東邦ガスリビング(株) 代表取締役会長<br>2015年 6月 当社社外取締役（現任）<br>2016年 5月 東邦ガスリビング(株) 相談役<br>2016年 7月 (株)MA企画 代表取締役（現任）<br>2018年 8月 (株)スタメン 常勤監査役 |   |                                           |                |                     |
| <b>所有する当社の株式数：3,000株</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |                                           |                |                     |
| <b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |   |                                           |                |                     |
| 松井常芳氏は、東邦ガス(株)、東邦ガスリビング(株)の会社経営に長年に亘って携われ、会社経営に優れた実績を上げております。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                                                         |   |                                           |                |                     |

|                                                                                                                                                                             |   |                                 |               |    |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------|---------------|----|----|
| 候補者番号                                                                                                                                                                       | 8 | 伊藤邦昭<br><small>いとうくに あき</small> | (1951年6月22日生) | 再任 | 社外 |
| <b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>                                                                                                                                            |   |                                 |               |    |    |
| 1974年4月 (株)日本興業銀行〔現(株)みずほ銀行〕 入行<br>1995年3月 同社 営業第10部副部長<br>1995年8月 (株)明輝商会 代表取締役社長（現任）<br>1998年2月 (株)ラミテック 代表取締役社長（現任）<br>2005年4月 (株)メイキ 代表取締役社長（現任）<br>2015年6月 当社社外取締役（現任） |   |                                 |               |    |    |
| <b>所有する当社の株式数：1,000株</b>                                                                                                                                                    |   |                                 |               |    |    |
| <b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>                                                                                                                                            |   |                                 |               |    |    |
| 伊藤邦昭氏は、(株)日本興業銀行に入行し、その後(株)明輝商会代表取締役社長、(株)ラミテック代表取締役社長、(株)メイキ代表取締役社長を務めており、会社経営に優れた実績を上げております。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。                       |   |                                 |               |    |    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として各取引所に届け出ております。
5. 当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定められる最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                                 | 当社における地位及び担当                             |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------|
| 1     | <small>いな もり かず ゆき</small><br>稲守和之 | 監査役（常勤）<br><span>新任</span>               |
| 2     | <small>くま だ と よ こ</small><br>熊田登与子 | 社外監査役<br><span>新任</span> <span>社外</span> |
| 3     | <small>ひら の よし のり</small><br>平野善得  | 社外監査役<br><span>新任</span> <span>社外</span> |

|                                                                                                                                                                                                                                   |   |                                    |                |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------|----------------|-------|
| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                         | 1 | 稲守和之<br><small>いな もり かず ゆき</small> | (1953年5月12日生)  | 新任    |
| <b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>                                                                                                                                                                                                  |   |                                    |                |       |
| <p>1976年4月 (株)東海銀行〔現(株)三菱UFJ銀行〕入行<br/> 2002年6月 (株)UFJ銀行〔現(株)三菱UFJ銀行〕江南法人営業部長<br/> 2005年6月 (株)御幸ビルディング 取締役経理部長<br/> 2015年6月 同 常勤監査役<br/> 2016年6月 当社入社、コンプライアンス委員会部長<br/> 2019年6月 当社監査役（常勤）（現任）<br/> 2022年10月 (株)建部食肉産業 監査役（現任）</p> |   |                                    |                |       |
| <b>所有する当社の株式数：100株</b>                                                                                                                                                                                                            |   |                                    |                |       |
| <b>監査等委員である取締役候補者とした理由</b>                                                                                                                                                                                                        |   |                                    |                |       |
| <p>稲守和之氏は、金融機関勤務の後、前職において取締役経理部長、監査役など要職を歴任され、当社に入社後はコンプライアンス委員会の部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらことから、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>                                                                               |   |                                    |                |       |
| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                         | 2 | 熊田登与子<br><small>くまだ とよこ</small>    | (1955年11月27日生) | 新任 社外 |
| <b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>                                                                                                                                                                                                  |   |                                    |                |       |
| <p>1985年4月 弁護士登録<br/> 南館法律事務所〔現 南館・北川・伊藤法律事務所〕入所<br/> 1996年4月 熊田法律事務所 パートナー弁護士（現任）<br/> 2012年6月 当社社外監査役（現任）</p>                                                                                                                   |   |                                    |                |       |
| <b>所有する当社の株式数：1,236株</b>                                                                                                                                                                                                          |   |                                    |                |       |
| <b>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>                                                                                                                                                                                          |   |                                    |                |       |
| <p>熊田登与子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しているため、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>                                                                                                                 |   |                                    |                |       |

|                                                                                                                                                                                                                                                                    |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                          | 3 | <div style="text-align: center;"> <small>ひらの よしのり</small><br/> <b>平野善得</b> </div> <div style="text-align: right;">(1952年2月2日生)</div> <div style="float: right; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">社外</div> </div> |
| <b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>                                                                                                                                                                                                                                   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 1976年11月 監査法人丸の内会計事務所〔現 有限責任監査法人トーマツ〕入所<br>1982年3月 公認会計士登録<br>1995年6月 同法人代表社員<br>2013年10月 同法人執行役（中京エリア統括）<br>2015年9月 同法人 退職<br>2015年10月 公認会計士平野善得事務所 所長（現任）<br>2016年6月 愛三工業(株) 社外監査役（現任）<br>当社社外監査役（現任）<br>2017年6月 キムラユニティー(株) 社外取締役（現任）<br>2021年1月 (株)大將軍 監査役（現任） |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <b>所有する当社の株式数：0株</b>                                                                                                                                                                                                                                               |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <b>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>                                                                                                                                                                                                                           |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 平野善得氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しているため、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                      |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 熊田登与子氏及び平野善得氏は、社外取締役候補者であります。
3. 熊田登与子氏及び平野善得氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって熊田登与子氏が11年、平野善得氏が7年となります。
4. 当社は、熊田登与子氏及び平野善得氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として各取引所に届け出ております。
5. 当社は、熊田登与子氏及び平野善得氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第3～5号議案が承認可決された場合の「スキルマトリクス」は、次のとおりです。

| 役 職                 | 氏 名     | 企 | 外 | 営 | 法 | 財 | 人 | コ |
|---------------------|---------|---|---|---|---|---|---|---|
| 代表取締役会長             | 吉 江 源 之 | ● | ● | ● |   | ● | ● | ● |
| 代表取締役社長             | 内 田 豊 稔 | ● | ● | ● |   | ● | ● | ● |
| 常務取締役               | 松 岡 利 朗 | ● | ● | ● |   |   | ● | ● |
| 常務取締役               | 大 橋 浩   | ● | ● |   | ● | ● |   | ● |
| 取 締 役               | 合 田 光 博 |   | ● | ● |   |   |   | ● |
| 取 締 役               | 中 根 昌 秋 |   | ● | ● |   |   |   | ● |
| 取 締 役               | 松 井 常 芳 | ● |   | ● |   |   |   | ● |
| 取 締 役               | 伊 藤 邦 昭 | ● |   | ● |   | ● |   | ● |
| 取 締 役<br>(監査等委員・常勤) | 稲 守 和 之 |   | ● |   |   | ● |   | ● |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 熊 田 登与子 |   |   |   | ● |   | ● | ● |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 平 野 善 得 | ● |   |   | ● | ● |   | ● |

企：企業経営

外：外食業界

営：営業、マーケティング

法：法務

財：財務、会計、IT

人：人事労務、人材開発

コ：コンプライアンス、リスクマネジメント

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2015年6月25日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内にご承認いただいておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額300百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職位や個別の業績等に応じて、基本報酬及び業績連動報酬で構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名ですが、第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名（内、社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつにご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

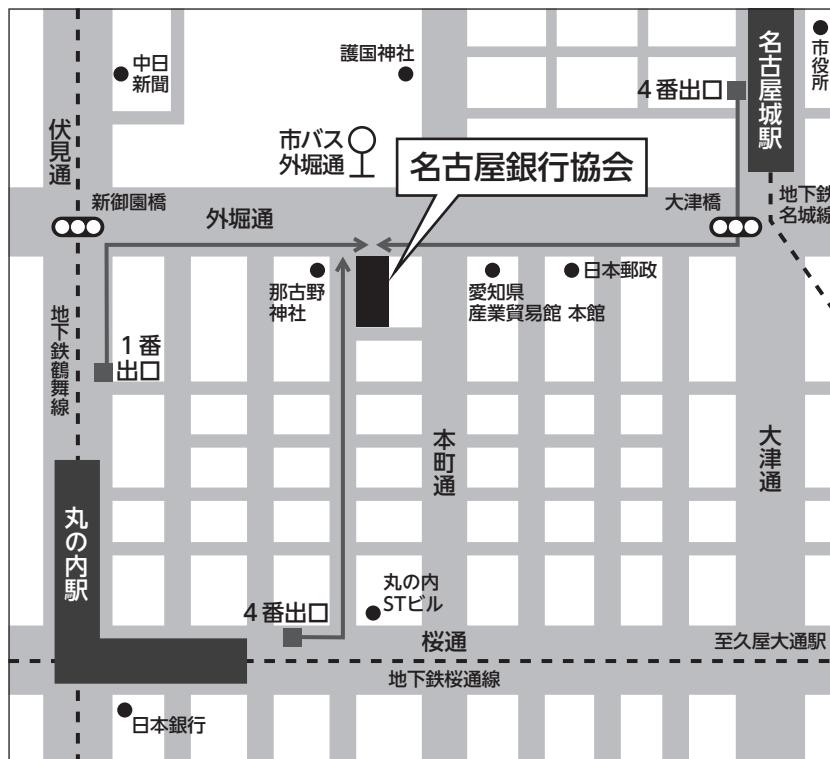
第3号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場 〒460-0002  
名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会会館 5階大ホール  
電話 052(231)7851



## 交通のご案内

- 地下鉄 桜通線「丸の内」駅4番出口より徒歩6分
- 地下鉄 鶴舞線「丸の内」駅1番出口より徒歩6分
- 地下鉄 名城線「名古屋城」駅4番出口より徒歩8分
- 市バス 名古屋ターミナルビル乗車、「外堀通」下車

※株主総会会場に駐車場はございませんので、ご了承ください。

